商業活性化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則(平成30年2月6日鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。)第38条の規定に基づき、商業活性化推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、商業環境を整備し、及び商業者間の協調意識を醸成することにより、地域商業の活性化及びコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、商業者、サービス業者、商業者が組織する団 体又は法人格を有する組合等とする。

(補助事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる 事業とする。
 - (1) 個店整備事業
 - (2) 販売促進等共同経済事業
 - (3) 空き店舗等活用新規出店支援事業
 - (4)地域産業振興販売促進支援事業

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。
 - (1) 前条第1項第1号の事業の場合は、店舗の改修工事等及び備品等(建物と一体 として取り付けられる備品、設備等)の購入に要する費用の3分の1以内の額と する。
 - (2) 前条第1項第2号の事業の場合は、商業者が組織する団体等が共同で実施する 広告宣伝等に要する費用(商品又は景品若しくはそれに相当する金品並びにそれ に附帯する経費を除く。)の10分の3以内の額であって、次のものに要する費 用とする。
 - ア 広告紙等の印刷費及び配布費
 - イ 宣伝用放送費
 - ウ アーチ、看板、横断幕、懸垂幕等の作成費
 - エ 宣伝用器具備品等の借上費
 - 才 雇上賃金
 - カ 飾付等の器材費
 - (3) 前条第1項第3号の事業の場合は、店舗家賃に要する費用については、対象経

費の2分の1以内とし、月額3万円を限度とする。平成30年度以降は対象経費の2分の1以内とし、1年目は月額3万円、2年目は月額2万円、3年目は月額1万円を限度とする。経営指導等に要する費用については、対象経費の3分の1以内とし、6万円を限度とする。

(4) 前条第4号の事業の場合は、商工会議所又は商工会が発行するプレミアム付地域共通商品券発行事業に要する費用とし、市長の定める額とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、 次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 別表に定める書類(別表1)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたとき は、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付決定の通知)

- 第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。
 - (1) 補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 補助金等交付決定 通知書(様式第4号)
 - (2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書(様式第5号) (補助事業の変更)
- 第8条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業 変更等承認申請書(様式第6号)により市長に申請し、その承認を受けなければな らない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業について次に掲げる事項のみの変更をする場合は、前項の承認を不要とする。この場合において、補助事業者は、補助事業の完了前までに、当該変更の内容を補助事業変更届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。
 - (1) 補助事業者の住所又は氏名
 - (2) 補助対象外経費のみの額
 - (3) 補助金及び国、県、他の市町村の給付金以外の収入額
 - (4) 年度を超えない補助事業の実施期間
 - (5) 補助対象経費に影響しない補助事業の工程
 - (6) その他市長が軽微な変更と認めるもの

(手続の免除)

第9条 着手届は、免除する。

(実績報告)

- 第10条 補助金の交付決定通知を受けた者が補助事業を完了したときに規則第1 7条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
 - (2) 別表に定める書類 (別表 2)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、補助事業の内容の検査及び 補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書(様式第9号)によ り補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第12条 補助金の請求は、前条に規定する通知書を受領した日から15日以内に、 補助金等請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

(補助金の交付手続の委任)

第13条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部 又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 第12条第1項に規定する期間内に請求がされないとき。
 - (3) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消し(以下「取消し」という。)をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第12号)により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。
- 2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めると ころによる。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月8日から施行する。
- 2 次に掲げる基準は、廃止する。
 - (1) 商業活性化推進事業に対する補助金交付基準
 - (2) 個店整備事業に対する補助金交付基準

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 124 BU

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

1 この要綱は、平成24年11月20日から施行する。
附 則

1 この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 申請時必要書類

個店整備事		補助対象経費に係る見積書(施工業者名、住所、連絡先が記載され
業		ているもの)の写し
		店舗の平面図又は立面図 (事業実施場所がわかるもの)
		改修工事等を行う箇所の工事施工前の写真又は購入する備品等のカ
		タログ
		法人の場合:登記事項全部証明書の写し、個人事業主の場合住民票
		の写し
		風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する宣誓書(アルコール取扱店のみ)
		鹿沼市特定創業等支援事業に関する証明書の写し(創業者のみ)
空き店舗等	•	事業計画書・開業計画書(認定機関の指導を受けたもの)
活用新規出		家賃等を確認できる書類(賃貸借契約書の写し等)
店支援事業		当該空き店舗の現況写真、地図、配置平面図 等
		鹿沼市特定創業等支援事業に関する証明書の写し
		風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する宣誓書(アルコール取扱店のみ)
	•	資格の証明書、営業許可書、開業届、食品衛生責任者修了証書等

別表 2 実績報告時必要書類

個店整備事	・事業実施後の写真
業	│ │・ 補助対象経費に係る領収書(施工業者名、住所、連絡先が記載され │
	ているもの)等の写し
販売促進等	・補助対象経費に係る領収書(施工業者名、住所、連絡先が記載され
共同経済事	ているもの)等の写し
業	
空き店舗等	・補助対象経費に係る領収書(施工業者名、住所、連絡先が記載され
活用新規出	ているもの)等の写し
店支援事業	· 事業収支決算書(収支內訳書、損益計算書 等)
地域産業振	・補助対象経費に係る領収書(施工業者名、住所、連絡先が記載され
興販売促進	ているもの)等の写し
支援事業	